

中小企業の設備投資を支援します



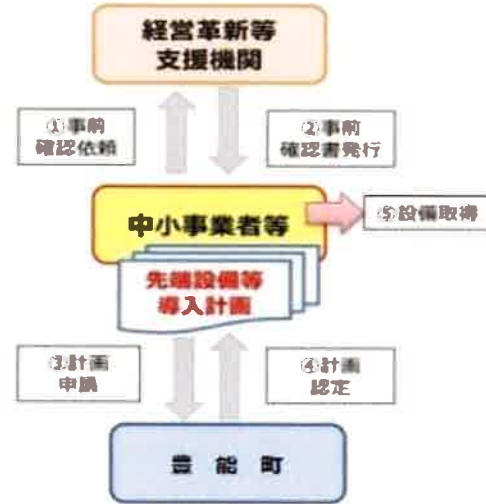
平成30年度から3年間間に計画、認定した中小企業の設備投資に対して固定資産税を3年間全額免除します。中小企業の設備投資を促進し産業振興や雇用増を図るため、国が創設を目指す生産性向上特別措置法に基づいて実施するものです。

① 固定資産税が3年間ゼロ

生産性向上特別措置法案の成立・施行後「導入促進基本計画」の同意を受けた地域に所在している中小企業が対象

年率3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象

固定資産税ゼロの措置を講じる自治体において、本措置対象の事業者は、国の各種補助金制度において加点・拡充制度



対象設備

商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資(計画期間は3~5年)、生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資

- ・機械装置(160万円以上/10年以内) ・ 測定工具等(30万円以上/5年以内)
 - ・ 器具備品(30万円以上/6年以内) ・ 建物附属設備(60万円以上/14年以内) など
- 例 溶接機械や検査装置のほか、理美容設備や小売店の業務用冷蔵庫なども対象

② 国の各種補助金制度の加点・拡充制度につながります

国の補助金制度	概要	補助率上限額
①ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業補助金	中小企業の生産性の大幅な向上を図る中小企業の設備投資を支援	1/2~2/3 500万~1,000万
②小規模事業者持続化補助金	小規模事業者が、商工会・商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等の取組みを支援	2/3 50万



お問い合わせ 豊能町商工会 豊能町余野1008

TEL072-739-1647 FAX072-739-2285